定例教育委員会

議　　案

議案第２３号

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について（追加）

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について、次のとおり承認を求める。

令和７年１月２３日提出

坂井市教育委員会

教育長　林　晃司

○坂井市教育委員会表彰規則

平成１８年３月２０日
教育委員会規則第１１号

（趣旨）

第１条　この規則は、学校教育、社会教育、社会体育及び学術文化の振興発展に貢献したものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人及び団体の表彰）

第２条　坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校の教職員、教育機関の関係者、その他の個人及び団体で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

（１）　学校教育の振興に貢献し、その功績の著しい者

（２）　教育施設の充実整備に貢献し、その功績の著しい者

（３）　社会教育又は社会体育の振興に貢献し、その功績の著しい者

（４）　学術又は文化の向上発展に貢献し、その功績の著しい者

（５）　前各号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者

（生徒及び児童の表彰）

第３条　教育委員会は、学校の生徒及び児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

（１）　有益な調査研究、発明発見又は工夫考案した者

（２）　生徒若しくは児童の名誉を高め、又は他の模範とするに足る行為のあった者

（３）　前２号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者

（表彰の種類）

第４条　この規則による表彰の種類は、功労賞、功績賞及び奨励賞とする。

（表彰の方法）

第５条　表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、金品の加授又はその他特別の待遇を与えることができる。

（表彰の時期）

第６条　表彰の時期は、教育委員会においてその都度決定する。

（表彰の内申）

第７条　学校長及び教育関係機関その他の団体の長は、第２条又は第３条に該当すると認められるものがあるときは、別記様式により内申書を提出する。

（表彰選考会の設置）

第８条　教育委員会に表彰選考会（以下「選考会」という。）を置く。

２　選考会は、表彰の候補者を選考し、教育委員会に報告する。

（被表彰者の決定）

第９条　被表彰者は、選考会において選考した者のうちから教育委員会が決定する。ただし、緊急を要する場合は、選考会の選考を経ずに被表彰者を決定することができる。

（選考会の構成）

第１０条　選考会の委員は、その都度教育長が委嘱する。

２　選考会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（選考会の運営）

第１１条　会長は、会務を総理する。

２　会長は、選考会を代表し、教育委員会に推薦及び経過を報告する。

（その他）

第１２条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１８年３月２０日から施行する。

附　則（平成２４年８月２７日教委規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月１９日教委規則第１号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

議案第２４号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

令和７年１月２３日提出

坂井市教育委員会

教育長　林　晃司